

令和2年4月7日

生徒並びに保護者の皆様へ

県立宝塚高等学校長

緊急事態宣言を踏まえた春季休業明けの対応について

このことについて、県教育委員会から4月7日付けで「緊急事態宣言を踏まえた県立学校における春季休業明けの取扱いについて」の通知がありました。

ついては、本通知に従い、県立宝塚高等学校として下記のとおり対応します。

たびたび変更し、誠に恐れ入りますが、緊急事態宣言を踏まえた県下の状況を御賢察いただき、格別の御理解、御協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業

- (1) 始業行事等を実施の上、当面、5月6日（日）まで臨時休業とします。
- (2) 臨時休業中は、次の活動を中止します。
 - ① 授 業
 - ② 学校行事
 - ③ 部活動等（対外試合、合同練習、合宿等を含む。）
- (3) 不要不急の外出を自粛し、自宅学習とします。

2 始業行事等の日程・内容等

時間どおり登校してください。始業行事・着任行事・離任行事は各教室で簡略化して行います。

3 登校日

- (1) 4月19日まで
 - 4月 9日（木） 1年1組～3組（2，3年は別途に指示します。）
 - 4月10日（金） 1年4組～6組（2，3年は別途に指示します。）
 - 4月15日（水） 2年
 - 4月16日（木） 3年
 - 4月17日（金） 1年
- ※4月20日（月）以降はホームページ等で連絡します。

3 登校時間 各学年の指示による

4 下校時間 12時完全下校

5 登校に不安・心配を感じる場合

感染の不安・心配を理由に登校できない生徒等については、課題の指示等の方法について配慮いたしますので、遠慮なく学級担任等にご相談ください。

6 学習支援について

学習に著しく遅れが生じることがないように、教科ごとに家庭学習を適切に課し、登校日を利用した進捗状況の確認や、添削指導等を行います。

7 感染拡大防止

- (1) 平素から、手洗いの励行、咳エチケットの実施、マスクの着用等、必要に応じた感染拡大防止を徹底してください。
- (2) 生徒や同居する家族等が新型コロナウイルス感染症となった場合や、その疑いがある場合は、保健所等の指示に従うとともに、学校と連絡を密にとってください。

8 出欠席の取扱

- (1) 感染が判明した場合または濃厚接触者に特定された場合は出席停止とします。
- (2) 当面の間、感染の不安・心配を理由に欠席する場合は、保護者の同意の下、校長の判断により公認欠席（出席扱い）とするので、担任を通じて相談してください。